

令和8年3月6日

分任契約担当官  
陸上自衛隊石垣駐屯地  
第445会計隊長 佐藤 俊

第445会計隊におけるオープンカウンター方式による見積り依頼について

- 1 本リストは、オープンカウンター方式実施要項に基づく手続きが必要です。
- 2 本方式は、随意契約を前提とした見積り依頼であり、有効な見積り書をもって申し込みをした者のうち、予定価格の制限の範囲内で最低の価格の見積り書をもって申し込みをした者を契約の相手方とします。

3 件名リスト

一連 番号	件名	納入（履行） 場所	納期 （履行期限）	見積り依頼書 公表日	見積り書 提出期限	見積り合わせの 日時	防衛省競争 参加資格	備考
12	石垣（8）車両リース②	石垣駐屯地	8.4.1～9.3.31	8.3.6	8.3.18 0930	8.3.18 0930	無	
		以下余白						

4 仕様書の交付場所、契約条項等を示す場所、問合せ先及び提出先

〒 907-0003  
住 所 沖縄県石垣市平得1273-404  
部隊名 陸上自衛隊石垣駐屯地第445会計隊 契約班 担当：渡邊（内線：343）  
連絡先 TEL：0980-98-0008  
FAX：0980-82-1145

# 見積依頼書

分任契約担当官  
陸上自衛隊石垣駐屯地  
第445会計隊長 佐藤 俊

以下のとおり見積を依頼します。

## 1 見積依頼

契約実施計画番号	調達要求番号	物品番号	仕様書番号				
6S8R1WS00090	6SYK1A21002 0001						
品名 または 件名							
石垣（8）車両リース②							
部品番号 または 規格							
仕様書のとおり							
使用器材名							
数量	単位	銘柄	使用期限等	グループ	指定	検査	包装
1.00	UN						
納地または工事場所				引渡場所			
石垣駐業 搬入場所				石垣駐業管理科 黒木技官（324） 納期または工期			
石垣駐業管理科 黒木技官（324）				令和8年4月1日（水）～令和9年3月31日（水）			

## 2 契約条項を示す場所

陸上自衛隊 会計隊事務室

## 3 説明会及び提出の日時場所

説明会日時場所：実施しない。

提出日時場所：令和8年3月18日（水）9時30分 会計隊 事務室

## 4 決定方式及び契約方式

決定方式：総品目総額 契約方式：随意契約

## 5 注意事項

### (1) 実施要領について

オープンカウンター方式実施要領による。

(2) オープンカウンター方式件名リストの提示場所：陸上自衛隊 西部方面隊ホームページ (<http://www.mod.go.jp/g sdf/wae>) ・陸上自衛隊石垣駐屯地

(3) 契約条項及び入札参加者心得を示す場所：陸上自衛隊 石垣駐屯地第445会計隊 ・西部方面隊ホームページ ・商工会議所

(4) 契約書等作成：契約書の作成の可否については落札者にその都度連絡する。作成する場合には、落札決定後「駐屯地用標準契約（請）書」の様式により作成する。

### (5) その他

申し込みがあった者については、市場価格の調査を実施しますので、ご協力をお願いいたします。

### (6) 問い合わせ先

〒907-0003 沖縄県石垣市字平得1273番404

陸上自衛隊石垣駐屯地

TEL 0980-98-0008

FAX 0980-82-1145（直通）

オープンカウンターに関する事項：第445会計隊契約班 渡邊 内線343

仕様書に関する事項：石垣駐屯地業務隊管理科 黒木 内線324

## 仕 様 書

### 1 件 名

石垣（8）車両リース②

### 2 使用場所

沖縄県石垣市字平得大俣1273番404 陸上自衛隊石垣駐屯地内

### 3 期 間

令和8年4月1日から令和9年3月31日（1年間）

### 4 規 格

軽商用バン 1台（AT車）

### 5 一般事項

- (1) 本役務は、本仕様書の定めに従い実施するものとする。
- (2) 本仕様書及び本役務に関し、疑義が生じた場合は、担当官と協議の上解決するものとする。

### 6 特記事項

- (1) 燃料は、搬入時満タンとし、返納の際は部隊側が燃料を補給し満タンで返納するものとする。
- (2) 各種保険（対人、対物、損害、車両補償等）加入料を含むものとする。
- (3) その他不明な事項は、その都度協議し担当官の指示に従うものとする。
- (4) 契約業者営業所については、石垣市の営業所とする。
- (5) 車両の引き渡し及び引き取りについては、陸上自衛隊石垣駐屯地で実施するものとする。
- (6) 車両については、オートマチック車両（AT車）とする。
- (7) 借用中の車両が定期整備等の時期になった場合、同等以上の代替車両を差し出すこととする。